

■会議名 令和6年度 第2回 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会 役員会

■日時 令和7年3月7日(金) 10:00~11:30

■会場 保土ヶ谷区役所 地下会議室

■資料

【資料1】令和6年度事業報告書

【資料2】令和7年度事業計画書

【資料3】保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金

【資料4】ほどがやの百選

【資料5】保土ヶ谷区制100周年記念誌編纂

【資料6】保土ヶ谷区制100周年ロゴマークの制定

【資料7】保土ヶ谷区公式マスコットキャラクター

【資料8】事業スケジュール

【資料9】令和7年度収支予算書

【資料10】保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会規約改正案

【資料11】保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターの名称選考

【資料12】区役所で実施している100周年関連事業

■議事

以下のすべての議題について、案のとおり承認されました。

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) 令和7年度事業計画について
- (3) 令和7年度収支予算について
- (4) 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会規約の改正について
- (5) 保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターの名称候補選考について

■質疑応答等

委員 事務局	<令和7年度事業計画(保土ヶ谷区制100周年活動団体補助金)> 最長3年間継続補助ということだが、単発事業を毎年申請するのは対象となるか。申請いただく内容にもよるが、基本的には令和10年度以降も続けていける継続性のある事業を対象として想定しています。
委員 事務局	<令和7年度事業計画(ほどがやの百選)> 商店会に加盟していない店舗の取扱いを検討いただきたい。神奈川県商店街活性化条例の努力義務を果たしていない店舗の商品が区の逸品として選ばれて良いものか疑問に思う。なお、商店会がないエリアの場合、保土ヶ谷区商店街連合会に直接加盟も可能であるのでその点も考慮してほしい。 確認・検討します。
委員	百選ということだが、件数は100件に限定するのか。

事務局	100 件には限定しません。シンボリック的に 100 という数字を使っています。
委員	逸品への認定メリットに冊子掲載とあるが、既存媒体に掲載されるのか。
事務局	新規冊子を作成予定です。
委員	発行予定は 9 年度のようなが、可能なら 8 年度から作成して 9 年度すぐに使用できると良い。審査スケジュール等との兼ね合いもあると思うが、検討してほしい。
事務局	検討します。
委員	<令和 7 年度収支予算> 会議室利用料が計上されているが、区役所会議室の利用はできないのか？
事務局	収容人数の関係で、外部会議室の利用が必要となっています。
	<保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターの名称選考> 区民投票に進む 6 作品を決定しました。